

○酒田市緊急通報システム運営事業実施要綱

(平成17年11月1日告示第133号)

改正 平成20年3月31日告示第97号 平成21年3月30日告示第88号
平成21年12月1日告示第472号 平成23年3月31日告示第171号
平成24年10月1日告示第649号 平成26年3月25日告示第94号
平成28年6月8日告示第495号

(目的)

第1条 この告示は、市が高齢者及び障がい者(以下「高齢者等」という。)の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るために、高齢者等に緊急通報機器(以下「機器」という。)を貸与し、民間の緊急通報受信センター(以下「受信センター」という。)、民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第1項に定める民生委員、近隣住民及びボランティア等の協力を得て、当該高齢者等の居宅での生活の継続を支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、市内に住所を有する高齢者等のうち、身体虚弱、障がい等のため緊急事態に機敏に行動することが困難であり、又は突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有し、日常生活を営む上で本事業の利用が必要と認められるもので、次のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) おおむね65歳以上の者又は障がい者のみの世帯
- (2) 同居する者が就労等の理由により外出するなど、おおむね65歳以上の者又は障がい者のみで生活する頻度が高い世帯

(協力員)

第3条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、民生委員、近隣住民等の協力員を2人以上登録しなければならない。

2 前項に定める協力員は、本市及び受信センターとの連携を密にし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 緊急通報を受けた場合に、利用者の安否確認を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事業内容)

第4条 本事業は、利用対象者が居宅において緊急事態に陥ったとき、利用対象者宅へ設置した機器を用いて受信センターに通報することにより、地域の協力体制等によって速やかに利用対象者を救助するものとする。

2 受信センターは、利用対象者からの通報を受けたときは、電話により利用対象者の状況を確認の上、その内容により酒田地区広域行政組合又は協力員等関係機関へ協力要請を行うとともに、利用対象者からの健康相談にも応じるものとする。

(利用の申請)

第5条 申請者は、緊急通報システム利用申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとする。

2 申請者の利便を図るため、次に掲げる者が代理人として、その申請を行うことができる。

- (1) 申請者の親族
- (2) 地域包括支援センターの職員
- (3) 在宅介護支援センターの職員

- (4) 民生委員
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条に規定する指定居宅介護支援事業所の指定を受けた事業所の介護支援専門員
(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し本事業利用の可否を決定し、緊急通報システム利用決定通知(様式第2号)又は緊急通報システム利用却下通知(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
(費用負担等)

第7条 前条の規定による利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)のうち、前年分の所得について所得税法(昭和40年法律第33号)に定める所得税が課税されている者(同法に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得税に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき63万円をそれぞれ同法に規定する扶養控除の例により控除して所得税を計算した場合に所得税が課されない者を除く。)と同一の世帯に属している利用者は、別表に定める費用を負担するものとする。

2 利用者が、機器を利用している途中で機器及びその付属品を紛失した場合は、機器及びその付属品購入費用を弁償しなければならない。
(利用の取消)

第8条 利用者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当したときは、緊急通報システム利用終了届出書(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 医療機関への入院又は介護保険施設への入所その他の事由により、居宅以外の場所での生活が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合又はおむね3箇月を超えるに至った場合

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の酒田市緊急通報システム運営事業実施要綱(平成17年5月1日施行)、八幡町緊急時通報システム事業実施要綱(平成2年八幡町告示第17号)、松山町緊急通報システム事業実施要綱(平成7年松山町告示第27号)又は平田町緊急時通報システム事業実施要綱(平成7年4月1日施行)の規定により行われた利用の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日告示第97号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第88号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月1日告示第472号)
この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第171号)
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日告示第649号)
この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日告示第94号)
この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成28年6月8日告示第495号)
この告示は、平成28年7月1日から施行する。

別表(第7条関係)

通報先	機器名	機器貸借等に要する費用(月額)
受信センター	ECU100 HNC601A1	1,598円

様式第1号(第5条関係)
緊急通報システム利用申請書
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)
緊急通報システム利用決定通知
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)
緊急通報システム利用却下通知
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)
緊急通報システム利用終了届出書
[別紙参照]